

## 富士見台霊園 墓所使用承継届 兼 誓約書

【承継】

令和 年 月 日

富士見台霊園長 殿

下記の墓所については、新名義人である私が現使用者、及び他の親族の同意を得て、下記の通り墓所の承継者と決定いたしましたので、以下の関係書類を添えて届け出をいたします。

なお、墓所使用权を承継するに際し、富士見台霊園使用管理規則を遵守し、かつ、承継に関し他の親族から異議の申し立てがなされた場合には民法第897条に基づき当方にて解決し、貴園には一切迷惑を掛けないことを誓約いたします。

## 記

新名義人氏名	ふりがな	(実印)	
現住所	〒		
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月 日生 ( 歳)
自宅電話		携帯電話	
メールアドレス			
現使用者との続柄			
継承理由	名義人逝去・生前継承・その他 ( )		

現名義人氏名	ふりがな
墓所番号	東西 段区 霊地 号
許可番号	第 号 面積 坪
権利取得日	

## 【添付書類】

- ①富士見台霊園使用許可書の原本(紛失の際は再発行申請書)
- ②新名義人となる方の戸籍謄本・住民票・印鑑証明書の各原本
- ③ご本人を確認できる証明書類(運転免許所、健康被保険者証、マイナンバーカード等の写しのいずれか)
- ④生前承継の場合は念書及び現名義人の印鑑証明書

## 【事務手数料】

5,000円

【参考】

・民法第896条(相続の一般的効力)

相続人は,相続開始の日から,被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。  
ただし,被相続人の一身に専属したものは,この限りではない。

・民法第897条(祭祀に関する権利の承継)

1. 系譜, 祭具及び墳墓の所有権は, 前条の規定にかかわらず, 慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし, 被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは, その者が承継する。
2. 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは, 同項の権利を承継すべき者は, 家庭裁判所が定める。

【その他の連絡先】

氏名	ふりがな 続柄 ( )		
現住所	〒		
自宅電話		携帯電話	
メールアドレス			